

# 共同親権運動

18号

「生き別れ」よりも「共同養育」を

2011年11月19日

## 銀座の夜はkネット交流会で！ 第三火曜に開催中

第Ⅱ期kネットの自助活動として、「交流会」の開催を植野史さんと引き継ぎました。毎月第4火曜日の19～21時を、「kネット交流会」開催日とし、子どもと離れて暮らす親たちが、ともに自身の状況を分かち合う機会として、誰でもご参加いただけるようになっています。

同じ立場の方々とお話することで得られる安心感や、事例や体験談などが情報となることもあるでしょう。参加していただいた皆さんには、毎回、交流会で話す内容については、守秘義務を守ってもらう同意を得させていただき、会を進行しています。とは言っても、銀座のセミナールームに足を運んでみようと思ひ、実際に交流会に参加することは、心理的な負担や勇気を必要とするものだと思います。アメリカの実業家、デール・カーネギー氏は、こんな言葉を残しています。

～私たちの疲労は仕事によって生じたのではなく、悩み、挫折、後悔が原因となっていることが多い～  
交流会に参加することで、参加者の持っている悩みや問題が解決できるわけではありません。しかし、他の当事者の話を聴くことで、ご本人のポジションを客観的に見ることができ、同調や同意してくれる仲間存在を知ることで、勇気や元気、希望などが湧いてくる時間になると良いな……と、主催する立場として思っています。

7月から始めた交流会ですが、7月、8月は、参加連絡が入っていましたが、参加者不在でした。交流会の開催曜日が良くないのかな？ 宣伝しなくちゃいけないかな？などと植野さんとも話しましたが、交流会の存在意義は、セミナールームを開けてウェルカム！ ようこそ！って、足を運んでくれた方を迎え入れる、空間と時間、そして安心を提供することだと再認識することができました。

そんな気持ちを持つと、不思議なことに9月、10月と交流会には人が集まり、皆さんの情動発散する場所ともなり、時間が経つのも忘れて話が盛り上がりました。

交流会は、自己紹介と今の置かれている状況を伝えていただき、一巡したらそれぞれに質問や相談などを皆さんでシェアしていく流れとなっています。お茶とお菓子を用意してお待ちしていますので、お気軽に遊びにきてください。(kネット運営委員 宇野 努)

### k ネット交流会は

毎月第4火曜日 19:00～21:00

\* 1月のみ31日に実施

■参加費 500円(運営費として)

■場所 kネット銀座ルーム

「東銀座313ビルセミナールーム」

東京都中央区銀座3-13-19東銀座313ビル8階

■お問い合わせ先 090-4964-1080 (植野 史)

こんなことやります kネット12月定例会 日時・12月3日(土)13:00～15:00 学習会「どうすれば面会交流はうまくいくのか～面会交流支援の実情～」, お話・味沢道明さん(日本家族再生センター)、古市里奈さん(NPOびじっと)、場所・東銀座313ビルセミナールーム、参加費1000円、15:30～17:00 運営会議、主催kネット



原則交流・共同養育 第Ⅱ期共同親権運動ネットワーク

〒186-0004 東京都国立市東3-17-11 好日荘B-202

電話 03-6226-5419 FAX 03-6226-5424 メール info@kyodosinken.com

ホームページ <http://kyodosinken.com/> ブログ <http://oyakojimukyoku.seesaa.net/>

三菱東京UFJ銀行新宿中央支店(普)3166777一般社団法人共同親権運動ネットワーク

## ● 主張

# ハーグ条約と 共同親権

東 京 司

ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の締結に向けて、パブコメが募集されるなど、関係各省の動きも出てきました。仮訳の条文も公開されていますので、ハーグ条約の全体像について、日本でも少しずつ理解が深まってきたのではないのでしょうか。条文を読まれた方は既にお気づきとは思いますが、ハーグ条約にも限界というものがあります。大まかに言えば「国際的な子の奪取」の事案に対する常居所地国への返還を原則としたものであることと、手続中は監護権については判断を停止するということです。こうしたハーグ条約の限定された法的枠組みから共同親権の意義について考えてみたいと思います。

特に後段の監護権については判断をしない、という部分について共同親権運動を進めていく意義を考えてみましょう。

ハーグ条約の申し立てが行われ結論が出るまでは判断しない、ということは、例えば返還命令が下された場合には、その後、常居所地国において監護権の判断をするかもしれないということです。あるいは監護権の判断をしない可能性もあります。一般的にその後の監護のあり方を決める場合には、常居所地国が共同親権制を導入している場合には、ひと月の日数の半分をそれぞれ子どもが往復する場合も考えられれば、国をまたぐと旅費がかさむので数年ごとに監護する親（国）を変更する、いわゆる「シャトル監護」合意のようなケースもあります。しかし、日本が締約国となり常居所地国と判断された場合は、民法が変わらない限り、監護権の判断が行われた場合、単独親権制度が適用されることとなります。

日本が日本国憲法を制定し、個人の尊厳と両性の平等に立脚した国づくりを始めてもな

お、民法は単独親権制度を採り続けていて、現代文表記になり読みやすくなったのもつい最近のことです。家督制度などの部分は廃止されましたが、個人の尊厳も両性の平等も現実には単独親権制に代表されるように理念とは大きくかけ離れています。夫は外で働き、妻は家の中で育児を含む家事をするもの、という先入観は、例えば現在でも国民年金第3号被保険者制や遺族年金の若年停止として色濃く残っています。それゆえに、とくにパパママ育休プラス制度の対象外となる有期雇用労働者の貧困の問題となって派生しています。こうした弊害を改めるためには家事も育児も両方の親が平等に関わっていく価値観に改められるべきなのではないでしょうか。私は共同親権運動の意義は、個人の尊厳と両性の平等を完成させることにあるのだと思います。

話は少しずれますが、現在日本では、有責配偶者からの離婚請求でも一定の要件を満たす場合には積極的破綻主義により離婚が認められる場合がありますが、法定離婚理由の中に裁判官の裁量の余地を残していることについて「大岡裁き」との批判もあります。その議論の中身については触れませんが、当の大岡裁きというのは何かというと、落語や講談などで聞かれる「大岡政談」のうち、2人の自称「母」が子どもを巡って争う話を指しています。大岡政談では、大岡越前が「子の腕を両方の親が引っ張って、勝った方が実の親である」と当事者を騙して真実を探る、という話なのですが、この話の由来は旧約聖書の列王記上3章にあります。ソロモン王の場合は手を引っ張るのではなく「生きている子を二つに裂き、一人に半分を、もう一人に他の半分を与えよ」と命じた話になっています。単独親権制度というのは、「生きている子を二つに裂けるのか」という問いを私たちに投げかけてはいないのでしょうか。

どんなに相手方が憎くても、子どもにとってはたった一人のかけがえのない父親であり母親である。そのルーツを絶たれることが子どもにとってどんなに残酷なことか、子どもを引き裂かないよう嘆願した親の立場に立って考えれば寛容性の原則というものが決して日本の文化に根付いていないわけでもないことが理解できるでしょう。

# 親子交流くにたち 武蔵野はらっぱ祭りに出店

古川直樹

親子交流くにたちの会では、東京都小金井市にある都立武蔵野公園で、小金井市教育員会後援の「第23回武蔵野はらっぱ祭り」に参加しました。

11月5日～6日の二日間にわたって開催された「はらっぱ祭り」ですが、親子交流くにたちの会では6日（日）の一日、仲間で作った水餃子のお店を出店しました。

当日は「子どもに会えない親がいます。～親子の絆を守ろう～」と題した2枚のパネルを作成し、店頭に掲示しました。国内での高い離婚率、子の引き離しが頻繁に行われている実情、子どもの権利条約とハーグ条約、民法改正の動向、離婚後の親子の面会交流が必要な理由などを当事者でない一般の方にもわかりやすく説明する内容となっています。

また、NPO法人 手をつなご・財団法人未来子ども財団が11月27日（日）、12月4日（日）に開催される講演会『シングル家庭を考える ～離婚後の親子関係～』のチラシ配布に協力いたしました。

心配されていた天候にも関わらず、一時は行列ができる程たくさんのお客様にご賞味いただき、午後2時を過ぎる頃には用意していた水餃子が完売となり大好評でした。

親子交流くにたちの会では、今後も、別居・離婚後の親子交流の重要性を一般の方々に知っていただくための活動を起案・実施していきます。



●小嶋勇著

## 離れていても子どもに会いたい

—引き離された子どもとの面会交流をかなえるために—  
(生活書院 2011年9月発刊)

著者は、東京弁護士会に所属の弁護士で、自ら受任した面会交流事件等で、きちんとした理由がない面会交流拒否やそれを助長する弁護士、問題ある家庭裁判所関係者の対応を知り、さらに当事者が参照すべき書籍がないことを実感し、この本の出版の企画をしたとしている。

本書は前半部分において、面会交流事件等の事例を挙げる事例編として、現状の問題を描き、後半部分は理論編として法律的側面からこの問題の解釈を試みている。

まず事例編では、夫から妻あるいは子どもへの肉体的あるいは精神的な暴力の虚偽の主張、すなわちでっちあげDVの主張による面会交流拒否や離婚を「現代版追い出し離婚」と表現し、この問題の解決の困難性について述べている。また、近年しばしばマスコミを賑わす、自らの子どもに対する誘拐罪について、子どもの連れ去りについて最初に連れ去った親は誘拐罪に問われないが、取り戻そうとする行為が誘拐罪に問われる不条理についても言及している。これらについては、ハーグ条約の締結と関連しての国内法のきちんとした整備が望まれるところである。

後半の理論編では、面会交流の拒否や制限で非監護親との交流が保障されないのは、憲法24条第2項「—離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」に則して、両性の本質的平等に違反するとしている。さらに、我が国が1994年に締結した子どもの権利条約には、第9条において、子どもが親から引き離されない権利や面会交流する権利が保障されている。条約は国内法として効力が発生し、法律要理も効力が上であるとしており、これらの内容について、必ずしも弁護士や裁判官十分に理解していないこととその不法性に述べている。著者は、現在の離婚後の単独親権下において、面会交流を図るために、監護親と親権者の分属について述べており、私としてはこの方法は目から鱗で、一つの解決策になり得ると思った。

いずれにせよ、親子の引き離しはいけないという認識を弁護士、調査官、裁判官がきちんと持ち、その解決策を子ども目線で考えるようにしていかないとはいけない。根本の問題は、彼らのこの認識不足であると思う。

本書は、非監護親側からの面会交流の制限の実例を中心に書かれたものであるが、いま話題のハーグ条約や、子どもの権利条約についても言及されており、参考になるので、当事者のみならず、慣例主義に凝り固まった古い体質の法曹界の人たちに是非一読頂きたいものである。(by A. I)

# 「共同養育センター つむぎ」 便り

NO. 3

8月の終わりから毎週火曜日に事務所に通うようになって2ヶ月が過ぎました。朝10時から午後4時まで。本当にあつという間に時間が過ぎて行きます。いつもあれもこれもやろうと思って行くのですが、なかなかできないものです。主に事務仕事が多いのですが、相談の電話を受けたり相談の方が直接来られることもありました。

相談の電話は携帯でも受けているのですが、火曜日が多いように思います。だいたい週に2本くらい電話を受けます。メールでの相談もあります。

そうそう、言い忘れていましたが「つむぎ」のホームページができました。

[http://kyodoyouiku.sakura.ne.jp/blog/?page\\_id=24](http://kyodoyouiku.sakura.ne.jp/blog/?page_id=24) です。よろしくお願ひします。

先月はハーグ条約批准に向けての動きがあつて、いろいろとこちらでも動いたりしたのですがその中でやはり気になるのはDVの問題です。私は日本にDV保護法ができてありがたひと思つていますが、どうして被害者であるほうがあつて逃げ回らなければならないのかがわかりません。被害者がいるなら加害者がいて、普通に考えても加害者を調べて刑事罰を与えるなりなんなりの方策をとればいいことです。でも加害者を調べないで申告されたことで法律が成り立っていることがおかしいのだと思つます。もちろん言葉の暴力なんて調べようがないのかも知れませんが、そのどこが暴力なのか加害者とされる人に理解してもらえなければ何の解決にもなりません。女性の立場から考えると私の場合は言葉の暴力の向こうにある最後は力でねじ伏せられる恐怖というものがあつて、(これは多分ひどい暴力を受けたことのトラウマだと思つますが、)なかなか克服できないという問題もあります。

ただ、親子を引き離すために利用してほしくないと思つ切に願ひします。DVがあつたとしても親子は親子なのでありますから。家裁でもそれを理由に親子の面会を拒否するケースがあるので何とか変えていきたいと思つています。そのための共同養育センターでもあるので、親子が会えるような手助けをしていきたいです。

それからDV関連でもうひとつ。

DVを受けていたにも関わらず子どもと引き離された女性もいます。そしてあれほどDV相談に来た女性に親切に子どもと一緒に逃げなさいとアドバイスをしてくれるところが、引き離された女性には援助の手を差し伸べてくれないという話を相談者から聞いたことがあります。そういえば私も子どもと暮らしていたときはずっと女性相談を受けていたけれど、子どもがいなくなってそこには行かなくなった経験があります。一番つらいときに相談できる場所がないのは困つたものです。親子引き離しの問題で運動を始めたばかりのころに、女性で引き離されている人が一番きびしいようなことを言われましたが、その通りだと思つます。女性からも非難されたりしますから。なかなか声を上げられないし相談にも行けないし。世の中は不公平だと思つてしまいます。そんな不公平をなくしたいと思つているのですが。

今回はいろいろと日ごろ思つていることを書いてしまいました。火曜日には事務所にいます。そろそろ暖房について考えて冬の準備もしなければ。(植野 史)

## ■一般社団法人 共同養育センター つむぎ

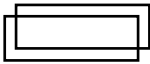
東京都国立市東3-17-11 B-202

tel 042-505-4339・090-4964-1080

応援カンパもいつでも大歓迎です。

振込み先 三菱東京UFJ銀行国立支店 普通 0341883





男はつらいよ……昔々スクリーンをにぎわした言葉でしょうけれど、最近の世相をみると、どうも男に分が悪く、女（もちろんすべてのではありません）がそのぶんいい思いをしている、と感じるのは私が男だから、という訳でもないと思うんですけれどねえ。いろんな男女間のトラブルに支援と言う形で関わる私は、客観的中立的な立場で俯瞰することは不可欠です。その立場でどうみても、バイアスがあるよなあ、と感じる事が多いのは事実です。

DVでも離婚でも、面会交流でも、司法判断はもちろん行政も警察も女性に有利な判断をします。三十年ほど昔とは逆な状況なのでしょう。昔は女が泣き寝入りせざるを得ない差別状況があり、フェミニズムは世界的な価値観の変化にあわせて日本でも女性の人権擁護の価値観を政策的に取り入れるよう働きかけてきました。その事自体は必要な事とは思いますが、個人の人権とか平等とかいう理念が浸透しない日本社会では、人権の尊重、平等という当然の目的に至らず、逆に男が泣き寝入りせざるを得ない、逆転した差別状況が発生しました。

DVであれば立件に中立公正な立場の判断は不要で、一方的な申し立てだけで立件でき、司法は刑事事件とは違って自らの判断を拒んだまま保護命令は出します。DVえん罪の多発する原因です。もちろん、不十分中途半端な支援は、女性にとっても、過酷な事態を招く事も少なくありません。

さらに、子どもの意見表明権が保証されず、単独親権という前提ですから、ほぼ一方的な連れ去りを司法が容認するという、激しい人権侵害がおこりますが、これに対しても適切な対処をする事すら拒んでいます。司法も行政も警察も、罪もない自分を罪人と貶め、家族を壊した、と、DV加害者とされた男性が判断したとき、男性はどう言う心情に至るか、社会に対する報復感情になるのも当然です。女性にしても、一方的に子どもを連れ去られたり、子を残して逃げざるを得なかった人にすれば、母親のくせに子どもを手放したと、一方的に責められる事になり、法的制度的支援は受けにくくなり、社会に対する不信感は高まるでしょう。

これまで男性を支えていた、経済力、社会的名声、権力などが、社会の衰退とともに力失せ、その力にすぎる事もできなくなったにも関わらず、困難に陥った男性を支援する社会資源も法的制度的仕組みも不十分です。こんな社会的な男性差別状況がありながら、困難の渦中の男性の自殺が単に鬱病が原因とされてしまうのもおかしい話。

鬱と自殺の関係で言えば、抗鬱剤の投与量と自殺の相関が言われていて、鬱で自殺に至るのではなく、抗鬱剤の副作用で自殺するのではないかと疑われています。DVや虐待、自殺もある意味社会の問題なのに、個人の問題にすり替えられていると言う事もできます。そしてそのトリックのネタは男は悪者、女は弱者という、ジェンダーバイアスでしょう。おんなおとこに関わらず、悪いヤツは悪いということなんだけど、世間はそのあたり、気づいてないからねえ……男も泣き寝入り……しなくて済むよう、世の中少しずつ変えていきたいですね。





# 9月25日 10月23日 例会報告

## ☆9月25日学習会 「親権があればほんとに子どもと暮らせるか」

k ネットのハーグ条約をテーマにした勉強会に参加させていただきました。お話しいただいたのは2名の女性。アジア系どうしの国際結婚の破綻に伴う、子の連れ去りや親子の引き離しについて直接お聞きしたのは初めてでした。

そこで感じたのは実にシンプルな、親が子を愛することに国籍は関係ないということです。親は本来、母親であろうが父親であろうが、子を愛する様に備わっているのではないかと感じます。子との関係を断絶された多くの親の中には子どもが生まれてすぐに子を連れ去られ、親子関係を断絶された人もいますが、子と一緒に暮らした時間が極めて少なくとも強い愛情をずっと持ち続けています。

日本以外の様々な国では、親子の愛情や親子の権利というものは、生まれながらに誰も侵すことのできない大切なもので、それが侵されそうになった際には、司法や裁判所が守ってくれます。一方で、日本では司法や裁判所がそうした大切なものを片親から奪います。片親が奪おうとすることに積極的に加担します。その様なことをする裁判所というのは日本以外の国では無いのではないかという気持ちをますます強くしました。犯罪者でもないのに、人としての権利を裁判所や法が奪って良いのでしょうか？

日頃は英語圏の方々と接することが多いですが、同じ問題に苦しんでいてどこに相談すれば良いのかも分からないというアジア系の方々をk ネットが支援していることは素晴ら

しいことです。言葉の壁はありますが、世界の様々な国の方の声を集めて日本の異常性を変えていかなければならないと強く感じた次第です。そのためには、日本人がもっと頑張つて、日本を親子の関係が断絶されない普通の国に変えないといけません。多くの日本人も一緒に立ち上がりましょう。(平田晃久)

## ★9月25日例会報告

- ・運営委員の年会費を免除すればどうかとの提案がありましたが、反対意見もあり継続検討課題となりました。
- ・2月毎に発行する会報（本紙）編集担当を毎回運営委員のなかからの輪番制としていますが、業務効率の視点から編集担当一名を期限を定めて固定してはどうかとの提案がありました。次回運営会議で結論を出すこととなりました。
- ・一部の運営委員に活動負荷が集中している傾向について、適正化を検討すべきとの認識確認が行われました。
- ・年明けをめどにシンポジウム・交流会を企画したいとの提案があり検討することとなりました。

## ★10月23日例会報告

- ・定例会（運営会議）の開催について、奇数月は国立地区（国立公民館、スペースFなど）、偶数月は銀座セミナールームで実施する事を決定しました。国立地区では運営会議と会報発送作業を行い、銀座セミナールームでは講演会等の企画を実施していく予定です。会報の印刷が国立地区で行われている事、会報に翌月の企画の案内を載せる事等を考慮しての決定となります。
- ・会報編集につき、運営委員の桑原氏が当面常任担当となることが確認されました。他1名はこれまで通り輪番で担当します。
- ・12月定例会はビジテーションをテーマとした企画を実施することとなりました。

## 調停室とケル

### 密室

先日、別居親当事者Kさんからお電話をいただきました。子の親権を求める調停の申し立て人であるKさんに対して、調停員の一人から「父親が親権などどれる訳がない。あきらめなさい。」と強い調子で脈絡もなく一喝されたとのこと。Kさんが直ちに抗議したところ、なんと家庭裁判所の回答は「そのような事は言っていない。言ったとしても調停委員会の公式見解では無い」という信じ難いものだったそうだ。Kさんは怒り心頭で、私も心から同情するものの、残念ながらわが国の家裁調停の実態として驚くに値しない出来事だと思っている。調停室内での会話は任意でメモをとる以外、議事録は発行されない。録音することも禁じられている。そのために、思いつきでいい加減な発言を繰り返す調停員が後をたたない。調停員だけでなく弁護士さえも、調停中に交わした約束を、屁理屈をならべて覆したりする輩がいる。まったく「裁判所の常識は、世間の非常識」である。

ちなみに、一〇月三十一日まで募集されていた、ハーグ条約についての法務省のパブリックコメントの意見対象である「中間とりまとめ」の中では、「審理は非公開とするのがふさわしい」とされている。ここでいう『非公開』とはすなわち、記録がとられず、誰も発言に責任を持たなくてよいということ。

ハーグ条約が締結されたとしても、「日本の裁判所の常識」が今後も別居親当事者に押し付けられる可能性がある。現行案のままで、国際社会の理解が得られるとはとても思えない。(びび虎)

## 人生のキセル

親しい友人が「加藤さんはキセルをしたんだ」と言った。言いえて妙である。私は現在七三歳。ちょうど半分の三七歳のときに夫と暮らしていた家を出た。二人の子の早産と死の痛手から立ち直れない日々を過ごしていたのが大きかった。二人の子を亡くして、残った子を手元から失ったのだから、馬鹿な判断と言えらるだろう。だが、その頃の私はそれほど切羽詰っていた。

キセルをした一五年間が無駄だったと思わない。立川で友人たちと塾を開いた。共同経営が原則のオープンな雰囲気の中で、子どもたちに囲まれ、経営的に自立する術を身につけた。仕事と運動(反基地闘争)を自分の判断で生きるスタイルは私に合っていた。

親がなくとも子は育つという。娘は夫と夫の母親に育てられた。娘とは何回か連絡をとって会ったこともある。一緒に生活していなかったから、チグハグ感否めなかった。娘が大学に進学し家を出てからは、成長した一人の女性として、いろいろ相談されるようになった。娘は今もなにかの拍子に「お母さんそんなこと言う資格ないでしょ」という反応を示す。私も「悪かったな」と残念に思う。

一五年経って復縁したとき、私は自分に合っている別居生活を選んだ。それからもう二〇年近くになる。この九月、義理の母一〇三歳を、そして一月に入って実の母一〇一歳を亡くした。夫と私どちらかが病気になるべきかどうか？「親が生きているうちは子でいられる」とタカをくくってきたけれど、本気で考えなければいけない。イヤだな、と思う。軍隊をなくしたいし、原発もなくしたい。本を読みたいし、文章も書きたい。新しい素敵な友人に出会う予感だ。出たとこ勝負でいいのかな？ 新たな悩みよ飛んで行け！(加藤克子)

## 日本の裁判官 裁判所はどこへ行く

最近またトンデモ判決を見つけました。ある医師が患者さんに、「頑張れ！」と言ったことが不当な診療行為に当たるとして、損害賠償を認めたとです。問題はこの患者さんの診断名は「うつ病」では無いこと、さらに最近はうつ病の患者さんに対し「励ますこと」は必ずしも禁忌とは考えられていません。

僕は、「裁判官の判断は常に素人判断だ」と思っています。彼等は法律の専門家ではありませんが、物理や医学知識はありませんから、医療訴訟や殺人事件・交通事故を扱うに際し、最低限の必要な知識を得るべきだと思います。また過去の判例から、医師に対しその時点での最新の知識を要求する以上、彼等も担当する案件に関連した最新知識を得ておくべきでしょう。

この例で言えばこの裁判官は本当に不勉強ですし、面会交流に関しても同じ事を彼等は延々と繰り返していますね。

母親だけが育児に係わる事の危険性は、すでに一〇年以上も前の我が国の厚生白書で述べられています。それに離婚後も非同居親と過ごす時間が子どもの成長に有用であることは、様々な研究で示されています。最新の知識どころかもう定説となった知識や、「イクメン」・「男女共同参画」といった単語すら知らない裁判官が、今日も素人判断を下し続ける我が国。

アメリカ政府は公式に、「日本の家庭裁判所は失格・日本は拉致加害国家」という烙印を押しています。日本の裁判官・裁判所はどこへ行くのでしょうか？(T・K)

# 互版

## □これまで

- 九・一五親子交流くにたち定例会
- 九・二五kネット定例会・イベント「親権があればほんとに子どもと暮らせるか？」
- 九・二七kネット銀座交流会
- 九・二八日弁連事務次長市毛さん、鈴木さんと会う
- 一〇・四つむぎ相談受付
- 一〇・六親子交流くにたち定例会
- 一〇・一二APFS加藤さんと会う
- 一〇・二一つむぎ相談受付
- 一〇・二五kネット別府交流会
- 一〇・二八つむぎ相談受付
- 一〇・二〇親子交流くにたち定例会
- 一〇・二三kネット定例会
- 一〇・二五kネット銀座交流会
- 一〇・三〇法務省パブリック

コメント募集へkネット意見書提出

- 一・一・二つむぎ相談受付
- 一・一・三親子交流くにたち定例会
- 一・一・六 武蔵野はらっぱ祭り参加・親子交流くにたち
- 一・一・八 つむぎ相談受付
- 一・一・二kネット福岡「知って欲しい」引き離し」という虐待
- 一・一・五 つむぎ相談受付
- 一・一・七 親子交流くにたち定例会
- 一・一・八 kネット別府交流会
- 一・一・九 kネット定例会・会報発送作業

## □これから

- ★kネット一二月定例会  
日時・一二月三日(土)  
一三〇〇〜一五〇〇学習会
- 「どうすれば面会交流はうまくいくのか」面会交流支援の実情〜、お話し・味沢道明さん(日本家族再生センター)、古市里奈さん(NPOびじっと)、場所・東銀座313ビルセミナールーム(東京都中

中央区銀座三十一三十九 東銀座313ビル八階)、参加費 一〇〇〇円(学習会の経費に充当します)  
一五三〇〜一七〇〇定例会  
問い合わせ・kネット

### ★一月定例会

日時・未定(お問い合わせください)、場所・国立。日時が変更になる場合があります。詳細についてはお問い合わせ下さい

### ★共同養育センターつむぎ相談日

日時・第一、二、三火曜日(二月六日・一三日・二〇日、一月一〇日、一七日、二四日\*一月は変則) 一八〇〇〜二一〇〇、場所・東銀座三三ビルセミナールーム、料金三〇〇〇円(一時間、一時間超は一時間毎に一〇〇〇円の加算) 相談日以外でもご予約の上相談は受け付けます

### ★kネット交流会

日時・一二月二二日、一二月二七日(火) 一九〇〇〜二一〇〇(入退出自由)、場所・東銀座三三ビルセミナールーム、参加費・五〇〇円(運営費等含む)、問い合わせ・

〇九〇・四九六四・一〇八〇(植野)

### ★親子交流くにたち定例会

日時・毎月第一、第三木曜日(十月六日、二十日、十一月三日、十七日)、場所・国立スペースF(国立市中三立スパー一六)、問い合わせ・

### 【kネット国立新事務所】

〒一八六〇〇〇二東京都国立市東三一七一一好日荘B二〇二(郵便はこちらにお願いします)

### 【東銀座三三ビルセミナールーム】

東京での相談および交流会・グループワーク、セミナーの開催は、銀座の東京事務所に行いますのでご注意ください。(こちらでは郵便は受けていません)

東京都中央区銀座三三一九、東銀座三三ビル七階  
最寄り駅 地下鉄東銀座駅徒歩一分、銀座駅徒歩五分、丸の内線銀座駅徒歩一〇分/タクシー「銀座、昭和通りの三原橋の交差点に行ってください」とお伝えください。

## 会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況を改善し、共同養育・共同親権を実現する法整備、社会制度作りを目指す別居親団体です。

立法府への提言、ロビー、裁判所の運用改善、別居親への情報提供、地方自治体への要請などを通じて、親どうしが別れても、親子が親子であるための活動を行います。ホームページ、ブログを運営し、会報「共同親権運動」を発行しています。

いっしょに活動してくれる仲間、賛同者を募っています。年会費・三〇〇〇円、また、活動には経費がかかります。みなさまからのご寄付をお願いします。会費・ご寄付はメンバーに手渡し、以下にお振込みください。

■郵便振替 0013015472679 加入者名kネット

■銀行口座 三菱東京UFJ銀行新宿中央支店(普) 31667771 一般社団法人共同親権運動ネットワーク